

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第13条）

第 2 章 一般中小企業振興資金

第 1 節 産業振興資金（第14条―第16条）

第 2 節 札幌みらい資金（第17条―第19条）

第 3 節 小規模事業資金（第20条―第22条）

第 4 節 小口資金（第23条―第25条）

第 5 節 景気対策支援資金（第26条―第30条）

第 3 章 特別資金

第 1 節 事業革新支援資金（第31条―第34条）

第 2 節 大型設備投資支援資金（第35条―第37条）

第 3 節 創業・雇用創出支援資金（第38条―第44条）

第 4 節 カーボンニュートラル推進資金（第45条―第47条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 市長は、札幌市中小企業振興条例（平成19年条例第53号）の定めにより、市内中小企業者等の事業活動に必要な資金供給の円滑化を図り、その経営基盤の強化を促進し、健全な発展と振興に資することを目的として、札幌市中小企業融資制度（以下「本制度」という。）を設ける。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

次のいずれかに該当する者とする。

ア 資本金の額（出資の総額）が 3 億円（小売業又はサービス業を営む者にあつては5,000万円、卸売業を営む者にあつては 1 億円、別表 1 に掲げる事業を営む者にあつてはその業種ごとに同表に掲げる額）以下の会社

イ 常時使用する従業員の数が300人（小売業を営む者にあつては50人、卸売業又はサービス業を営む者にあつては100人、別表1に掲げる事業を営む者にあつてはその業種ごとに同表に掲げる数）以下の会社又は個人

ウ 常時使用する従業員の数が300人以下の医業を主たる事業とする法人

(2) 中小企業者等

次のいずれかに該当する者とする。

ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）若しくは商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく組合で当該組合員の2分の1以上が市内において事業を営んでいる者又は中小企業者

イ 常時使用する従業員の数が300人（小売業を営む者にあつては50人、卸売業又はサービス業を営む者にあつては100人）以下の特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定による。以下、同じ。）

(3) 小規模企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項に規定する者とする。

(4) 小規模事業者等

中小企業者等のうち、次のいずれかに該当する者とする。

ア 資本金の額（出資の総額）が1,000万円以下又は常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。））にあつては5人）以下の会社又は個人

イ 事業協同小組合、組合員の数が20人以下の企業組合又は常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合であつて、当該組合員の2分の1以上が本市において事業を営んでいる者

ウ 常時使用する従業員の数が20人以下の医業を主たる事業とする法人

エ 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を営む者にあつては5人）以下の特定非営利活動法人

(5) 札幌圏

札幌市、小樽市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市及び当別町とする。

（融資対象）

第3条 融資の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業者

等とする。ただし、第5条に規定するそれぞれの資金について、この要綱に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) 市内において事業を営んでいること。
- (2) 借入金の返済が確実であると認められること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 北海道信用保証協会（以下、「信用保証協会」という）の保証対象業種に属する事業を営んでいること。前条第2号アに該当する者にあつては、信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- (5) 事業に係る許認可等を受けていること。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員、その他これらに準ずる者ではないこと。

（資金使途）

第4条 資金使途は、運転資金と設備資金（設備資金には、設備取得に係る諸費用を含めることができる。）に限るものとし、生活資金、投機資金等は対象とすることができない。

- 2 設備資金における設備は、関係法令等を遵守しているもので、設置場所等は市内とする。ただし、この要綱に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（融資の種類）

第5条 本制度による融資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般中小企業振興資金
 - ア 産業振興資金
 - イ 札幌みらい資金
 - ウ 小規模事業資金
 - エ 小口資金
 - オ 景気対策支援資金
- (2) 特別資金
 - ア 事業革新支援資金
 - イ 大型設備投資支援資金
 - ウ 創業・雇用創出支援資金

エ カーボンニュートラル推進資金

(申請手続)

第6条 本制度により融資を受けようとする者（以下、「融資申請者」という。）は、資金ごとに定める受付機関に申請を行うものとする。

2 前項の申請に際しては、所定の様式による申請書に関係書類を添付して提出するものとする。

(調査)

第7条 受付機関は、提出された申請書に基づき、速やかに所要の調査を行い、必要に応じて融資申請者に経営指導を行うものとする。

(指定金融機関)

第8条 市長は、本制度の融資を取り扱う金融機関（以下「指定金融機関」という。）を別表2のとおり指定する。ただし、第5条に規定するそれぞれの資金について、この要綱に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(財政上の措置)

第9条 市長は、本制度の融資に必要な資金を確保するため、別に定める「札幌市中小企業融資制度の金利等の運用方針」により、毎年度予算の範囲内において指定金融機関に預託を行うものとする。

2 その他、市長は、資金の目的に応じ、予算の範囲内において、信用保証料の補給、利子補助及び損失補償等を行うことができるものとする。

(指定金融機関の責務)

第10条 指定金融機関は、本制度の持つ公共的使命の重みを常に認識し、本市の中小企業振興対策に協力するとともに、健全な業務運営に努めるものとする。

2 指定金融機関は、本制度による融資に当たり、前条の規定により市長から預託される資金を基礎として、その一定倍率以上の融資残高を維持し、迅速かつ適正に融資を行うものとする。

3 指定金融機関は、本制度による融資について、他の融資と明確に区分して処理しなければならない。

4 指定金融機関は、毎月の融資及び償還状況について、様式1、様式2、様式

3、様式4、様式5、様式6及び様式7により、原則、翌月20日までに市長に報告しなければならない。

- 5 融資申請者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）又は同法第2条第6項に規定する特例中小企業者であることの認定を受けた者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、半年に一度、信用保証協会に対し所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者にあつては、経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限りに当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）中であるとき又は保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

（保証人）

- 第11条 保証人は、法人は必要に応じて要、個人は不要とし、別に定める場合を除き、原則として法人代表者以外の保証人は徴求しないものとする。

（融資の特例）

- 第12条 市長は行政上の必要により、この要綱（この要綱に基づく規程を含む。）の規定によることが適当でないと認めるときは、資金の目的、融資対象、融資条件及び申請手続等について臨時的に措置することができる。

（検査及び報告）

- 第13条 市長は、必要に応じて本制度が適切に利用されているかを指定金融機関及び本制度の融資を受けた者（以下「借受者」という。）に対し、検査又は指示をすることができる。
- 2 指定金融機関及び借受者は、市長が実施する検査又は指示に従うとともに、必要な報告を求められたときは速やかに応じることとする。

第2章 一般中小企業振興資金

第1節 産業振興資金

(目的)

第14条 本市の産業において重要な地位を占める中小企業者等に対し、事業活動に必要な運転資金及び設備資金の融資の円滑化を図ることにより、経営基盤の強化及び事業拡張を支援することを目的とする。

また、融資期間が1年以内の短期運転資金を必要とする中小企業者等の負担軽減を図るため、「短期サポート特別枠」を設定する。

(融資対象)

第15条 中小企業者等とする。

(融資条件)

第16条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	2億円 ただし、「短期サポート特別枠」は5,000万円とする。
(2) 資金使途	運転資金及び設備資金 ただし、「短期サポート特別枠」は運転資金のみとする。
(3) 融資期間	運転資金7年以内（据置2年以内） 設備資金12年以内（据置2年以内） ただし、「短期サポート特別枠」は1年以内とする。
(4) 返済方法	割賦返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
(5) 融資利率	年2.40%以内 ただし、「短期サポート特別枠」は年2.10%以内とする。
(6) 信用保証	必要により信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	必要により担保を徴する。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）

第2節 札幌みらい資金

（目的）

第17条 本市が産業振興施策を推進するにあたり、経済成長の原動力を生み出すため、特に重点的に取り組む分野における事業を営む中小企業者等や、経営環境をとりまく今日的な課題の解決及び持続可能な経済成長に資する取り組みを行う中小企業者等に対し、資金調達の円滑化と企業活動の促進を図り、札幌経済の活性化に資することを目的とする。

（融資対象）

第18条 次の各号のいずれかに該当する中小企業者等とする。

- (1) 第2次札幌市産業振興ビジョンにおける重点分野である「観光」「食」「IT」「クリエイティブ」「健康福祉・医療」に関連する事業を営んでいる、又はこれから営もうとする者
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）及び女性の職業生活における活躍を推進するための取り組みを行い、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証の認証（ステップ2以上）を取得している者
- (3) 国の「パートナーシップ構築宣言」に登録し、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて、宣言を公表している者
- (4) 国の「事業継続力強化計画基本方針」及び「事業継続力強化計画作成指針」で定める事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画を策定し、中小企業等経営強化法に基づく北海道経済産業局の認定を受けた者
- (5) 札幌SDGs先進企業認証制度の認証を取得している者

（融資条件）

第19条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	2億円
(2) 資金用途	運転資金及び設備資金
(3) 融資期間	運転資金7年以内（据置2年以内） 設備資金15年以内（据置2年以内）

(4) 返済方法	割賦返済 ただし、融資期間 1 年以内の場合は、一括返済とすることができる。
(5) 融資利率	年1.90%以内
(6) 信用保証	必要により信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	必要により担保を徴する。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）

第3節 小規模事業資金

(目的)

第20条 経営基盤が脆弱な小規模事業者等に対し、長期低利の資金を無担保で融資することにより、資金調達の円滑化及び返済負担の軽減を図り、経営の安定に資することを目的とする。

(融資対象)

第21条 小規模事業者等とする。

(融資条件)

第22条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	1,500万円
(2) 資金使途	運転資金及び設備資金
(3) 融資期間	7年以内（据置1年以内）
(4) 返済方法	割賦返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
(5) 融資利率	年1.40%以内
(6) 信用保証	必要により信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	原則として無担保扱いとする。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）

第4節 小口資金

(目的)

第23条 経営環境などの変化による影響を受けやすい小規模企業者に対し、資金調達の円滑化を図り、経営の安定に資することを目的とする。

(融資対象)

第24条 信用保証協会の小口零細企業保証制度を利用する小規模企業者とする。

(融資条件)

第25条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	2,000万円
(2) 資金使途	運転資金及び設備資金
(3) 融資期間	10年以内（据置1年以内） ただし、手形貸付は1年以内、手形割引は6ヶ月以内とする。
(4) 返済方法	割賦返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
(5) 融資利率	年1.70%以内
(6) 信用保証	信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	原則として無担保扱いとする。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）

第5節 景気対策支援資金

(目的)

第26条 取引先等の再生手続等の申請、災害、全国的に業況の悪化している業種に属している、又は取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対し、必要な資金を供給し、資金調達の円滑化と返済財源の負担軽減を図ることを目的とする。

また、原油・原材料価格や人件費の高騰、資材の供給不足等により、経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対し、必要な資金を供給し、資金調達の円滑化と返済財源の負担軽減を図るため、「原油・原材料高騰等対策特別枠」を設定する。

(融資対象)

第27条 次の各号のいずれかに該当する中小企業者等とする。このうち、第2号に該当する者を「原油・原材料高騰等対策特別枠」の融資対象者とする。

- (1) 信用保証協会の経営安定関連保証制度を利用する者
- (2) 原油・原材料や人件費の高騰等により、最近3か月の売上総利益額（粗利益）の合計が前年同期の売上総利益額と比べて5%以上減少している者

(融資条件)

第28条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	5,000万円 ただし、「原油・原材料高騰等対策特別枠」は別途5,000万円とする。
(2) 資金使途	運転資金及び設備資金
(3) 融資期間	10年以内（据置2年以内）
(4) 返済方法	割賦返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
(5) 融資利率	融資期間5年以内：年1.70%以内 融資期間10年以内：年1.90%以内
(6) 信用保証	信用保証協会の保証付とする。

(7) 担保	必要により担保を徴する。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）
(9) 取扱期間	「原油・原材料高騰等対策特別枠」の取扱期間は、令和8年3月31日までとする。

（保証料補給）

第29条 市長は、借受者が信用保証協会に対して支払わなければならない信用保証料の4分の1以内を補給する。

（認定書）

第30条 市長は、中小企業者等から第27条第2号に規定する融資対象に該当することの認定申請を受け、その申請内容が妥当と認められるときは、当該中小企業者等に対し、それぞれ別に定める認定書を発行するものとする。

第3章 特別資金

第1節 事業革新支援資金

(目的)

第31条 事業活動の継続及び成長のために必要な事業再構築や経営の承継等に取り組む中小企業者等に対し、資金調達の円滑化を図り、事業活動の活性化及び事業承継の促進に資することを目的とする。

(融資対象)

第32条 次の各号のいずれかに該当する中小企業者等とする。

- (1) 事業再構築（新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換又は事業再編のいずれか）に取り組む者
- (2) 商店街等の活性化に資する事業に取り組む者
- (3) 海外への販路拡大又は海外拠点の設置若しくは拡張に取り組む者。ただし、市内において設備や雇用の減少を伴う事業縮小を行わないものとする。
- (4) 事業承継・引継ぎ支援センターや認定経営革新等支援機関などの支援を受け、事業承継に取り組む者。事業承継に伴い、株式や事業用資産等の取得など、事業活動の継続のために不可欠な多額の費用を要する事由が生じている中小企業者の代表者及び信用保証協会の特定経営承継準備関連保証の対象となる、事業を営んでいない個人を含むものとする。

(融資条件)

第33条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	2億円
(2) 資金使途	前条各号の取り組みに伴い必要とする運転資金及び設備資金 ただし、前条第3号に規定する設備投資の場合は、その設置場所等を海外とすることができる。 また、前条第4号に規定する株式取得資金の場合は、設備資金として取り扱い、その設置場所等を市外とすることができる。

(3) 融資期間	運転資金 7 年以内（据置 3 年以内） 設備資金 15 年以内（据置 3 年以内）
(4) 返済方法	割賦返済 ただし、融資期間 1 年以内の場合は、一括返済とすることができる。
(5) 融資利率	年 1.40% 以内
(6) 信用保証	必要により信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	必要により担保を徴する。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）

（保証料補給）

第34条 市長は、第32条第 1 号に規定する融資対象者が本資金を借り入れた場合に、信用保証協会に対して支払わなければならない信用保証料の 2 分の 1 以内を補給する。

第2節 大型設備投資支援資金

(目的)

第35条 大型の設備投資を行う中小企業者等に必要な資金を供給し、生産拡大及び高付加価値化を促進することを目的とする。

(融資対象)

第36条 札幌圏において、設備投資額が5,000万円以上の大型の施設等を設置若しくは増改築又は機械設備等の購入を行う中小企業者等とする。ただし、それらの設備を札幌市以外の札幌圏に設置する場合は、市内において設備や雇用の減少を伴う事業縮小を行わないものとする。

(融資条件)

第37条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	5億円
(2) 資金使途	設備資金 ただし、設備の設置場所等は札幌圏とすることができる。
(3) 融資期間	15年以内（据置2年以内） ただし、設置場所が大谷地流通業務団地内及び市内工業団地内の場合、融資期間を20年以内（据置2年以内）とすることができる。
(4) 返済方法	割賦返済
(5) 融資利率	年1.50%以内
(6) 信用保証	必要により信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	必要により担保を徴する。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）

第3節 創業・雇用創出支援資金

(目的)

第38条 市内で創業する者及び創業後間もない者、又は雇用の創出に寄与する者に対し、必要な資金を融資することにより、意欲のある中小企業者等の経営の安定及び向上を支援し、もって経済の活性化及び新規雇用機会の創出を図ることを目的とする。

(融資対象)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内で創業する者及び創業後5年未満の中小企業者等
- (2) 市内で1名以上雇用の創出を行った中小企業者等
- (3) 国の全国統一制度である「スタートアップ創出促進保証制度」を利用する者

(融資条件)

第40条 融資条件は、次のとおりとする。

融資対象区分	(1)～(2)	(3)
(1) 融資限度額	5,000万円 ただし、創業する者（創業から3ヶ月以内を含む。）は、必要額の9割以内とする。	3,500万円
(2) 資金使途	運転資金及び設備資金	
(3) 融資期間	10年以内（据置2年以内）	10年以内（据置1年以内） （ただし、取扱金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する又は、保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする取扱いも可）

(4) 返済方法	割賦返済	原則として均等分割返済
(5) 融資利率	年1.50%以内	
(6) 信用保証	必要により信用保証協会の保証付とする。	信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	必要により担保を徴する。	物的担保は徴求しないこととする。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）	

（自己資金）

第41条 第39条第3号の者の保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していることを要する。

（融資対象区分間の併用）

第42条 第39条第1号から第3号の融資対象については、それぞれの融資条件に従った上で、併用可能とする。ただし、信用保証協会の創業関連保証を利用する場合は、1事業者あたりの利用限度額の合算は3,500万円とする。

（その他）

第43条 第39条第3号の取扱に係るその他の条件等については、国の統一制度である「スタートアップ創出促進保証制度要綱」に定めるとおりとする。

（保証料補給）

第44条 市長は、借受者が信用保証協会に対して支払わなければならない信用保証料の4分の1以内を補給する。

第4節 カーボンニュートラル推進資金

（目的）

第45条 脱炭素社会の実現に貢献する設備投資の導入を促進し、事業活動による環境負荷を軽減するとともに、脱炭素化の取組みが本市産業の持続的な成長につながる好循環の形成に資することを目的とする。

（融資対象）

第46条 次の各号のいずれかに該当する中小企業者等とする。

- (1) 省エネルギー設備、省エネルギーに資する建築物又は再生可能エネルギー設備を導入する者
- (2) 次世代自動車、V2H充電設備、基礎充電設備又は水素ステーションを導入する者
- (3) 「環境（エネルギー）」に関連する事業を営んでいる、又はこれから営もうとする者

（融資条件）

第47条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	1億円
(2) 資金使途	設備資金（前条第3号のみ運転資金も可能）
(3) 融資期間	15年以内（据置2年以内）
(4) 返済方法	割賦返済
(5) 融資利率	年1.40%以内
(6) 信用保証	必要により信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	必要により担保を徴する。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）

附 則

- 1 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が関係機関と協議して定める。
- 2 この要綱は、昭和51年12月1日から適用する。

別表1

業 種	資本金の額 (出資の総額)	常時使用する 従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300人
旅館業	5,000万円	200人

※ 本表は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項の規定による。

別表 2

資金名	指定金融機関
一般中小企業振興資金	みずほ銀行 北洋銀行
産業振興資金	北海道銀行 北陸銀行
札幌みらい資金	青森みちのく銀行 秋田銀行
小規模事業資金	七十七銀行 第四北越銀行
小口資金	北海道信用金庫 室蘭信用金庫
景気対策支援資金	空知信用金庫 苫小牧信用金庫
特別資金	北門信用金庫 北空知信用金庫
事業革新支援資金	日高信用金庫 渡島信用金庫 旭川信用金庫 稚内信用金庫
大型設備投資支援資金	留萌信用金庫 北星信用金庫 大地みらい信用金庫
創業・雇用創出支援資金	北見信用金庫 遠軽信用金庫 北央信用組合
カーボンニュートラル 推進資金	札幌中央信用組合 ウリ信用組合 空知商工信用組合 商工組合中央金庫 いずれも、原則として、札幌市内の各店舗